

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	72	事業名	いいたて までの農業復興計画基幹事業 (深谷地区)	事業番号	(5)-43-9
交付団体		福島県	事業実施主体 (直接/間接)	飯舘村 (間接)	
総交付対象事業費		(81,515) 381,476 (千円)	全体事業費	(327,386) 381,476 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>環境省直轄による農地除染の遅延、避難の長期化による避難農家の高齢化や若手農業者の他職種への転職の進捗により、帰村農業者の減少や管理放棄農地の増大が想定されている。</p> <p>一方で政府からは、平成 29 年 3 月までに本村の帰還困難区域を除く避難区域の避難指示を解除する方針が示されているため、本村における将来の営農再開に備えて、除染完了農用地等の保全を担う農業復興組合の設立と組合への農地の集積を進めており、当該取組みをもって震災以前に鋭意取り組んでいた地域ぐるみでの集落営農の再構築を図っていく。</p> <p>また、平成 27 年 10 月 7 日に設立した飯舘村営農再開検討会議において飯舘村営農再開ビジョンの策定を進めることにより、農業再開意欲の発揚を図るとともに、いち早く営農再開を企図する農業経営体に対しては、他の範とすべく、必要な施設等を村が整備し速やかな営農再開へ繋げることとする。</p> <p>以上の取組みをもって、本村の基幹産業である農業を再生することを目標とする。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要					
<p>福島第一原子力発電所事故による放射能汚染とその後の計画的避難の継続により、村の農業そのものが全滅の危機に瀕していたが、震災から 5 年以上が経過する現在、意欲ある農業者がいち早く村内での営農再開の実現に向けて準備を進めている。</p> <p>飯舘村では、村の農業復興の第一歩として、意欲ある農業者の避難先での営農再開を支援することによって耕作意欲の維持を図ってきたが、村内の除染が進捗する中、村内で速やかに営農再開ができる状況を構築することが必要不可欠である。</p> <p>よって、本村の主要産業である農業の中でも、年間売上総額で 4 億円を越す高い市場評価を得ていた花卉や飯舘牛ブランドとして市場評価を得ていた和牛による営農再開を中心に、市場ニーズに対応した農業再開を行政が支援することによって、史上他に類を見ない「放射能汚染避難区域のモデル的農業復興」を果たすこととする。</p> <p>復興拠点エリア整備地区である深谷地区においては、意欲ある農業者による農業技術の習得を目的として、市場性の高い新たな花卉園芸品目の生産に取組み、他の農業者の営農再開意欲の発揚に努めるとともに、「までいブランド」の発展を目指す。</p>					
(2) 事業量 (飯舘村深谷地区)					
下記「当面の事業概要」のとおり					
(3) 復興計画への位置づけ					
「いいたて までの復興計画 (第 1 版)」P. 24 基本方針⑤「までいブランドを再生する」					

当面の事業概要	
<p><平成 28 年度></p> <p>花卉栽培用ガラスハウス 1 棟及び付帯施設一式 高所作業車 1 台、土入れ機一式</p> <p><平成 29 年度></p> <p>花卉栽培用低コスト耐候性ハウス 2 棟及び付帯施設一式、作業棟 1 棟及び付帯施設一式 防風設備一式、舗装工事一式、井戸工事一式 フォークリフト（回転フォーク式）一式、煙霧機一式</p>	
地域の帰還環境整備との関係	
<p>飯舘村は、原子力災害による全村域の放射能汚染と、その後の計画的避難の継続により、震災から 5 年以上を経過する現在、飯舘村の農業をこれ以上休止することは、担い手の営農再開意欲を消滅させることになり、これまで培ってきた「までいブランド」の市場評価はもとより、人材と栽培技術までをも失うことになる。</p> <p>村の復興のためには、村の基幹産業である農業の復興が不可欠であることから、飯舘村復興計画および福島県・飯舘村復興整備計画に基づき整備される復興拠点エリア（深谷地区）において、新たな品目によるモデル的な営農再開を実現する。</p>	
関連する事業の概要	
<p>飯舘村は、計画的避難区域に設定されているため、平成 24 年度から国直轄により除染事業が実施されている。なお、飯舘村が平成 23 年 9 月 28 日に策定し国に要請を兼ねて提出した「飯舘村除染計画書」においては、宅地の除染は 2 年、農地の除染は 5 年、山林の除染は 20 年を目途に事業を進め、農地の土壌中放射性セシウム濃度は 1,000Bq/kg 以下を目指す、としている。</p> <p>花卉栽培施設を建設する復興拠点エリア（深谷地区）の整備については、国土交通省所管の工事現場で発生する土砂を無償にて提供搬入し、福島県から交付される避難地域復興拠点推進交付金にて、造成工事を行うこととしている。</p> <p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

